

文京区立肥後細川庭園の管理方法の変更について

1 概要

文京区立肥後細川庭園について、次期指定管理者候補者を公募した結果、応募事業者がなかった。そのため、令和6年4月1日より当面の間、指定管理者による管理から直営管理に変更する。

2 施設概要

(1) 施設名称

文京区立肥後細川庭園（文京区目白台一丁目1番）

(2) 面積

19,008.30 m²

（松聲閣建築面積約419 m²、池約1,799 m²、樹林地部分約9,830 m²含む）

(3) 主な施設構成

松聲閣（集会室4部屋、休憩室、テラス、展望所、展示ロビー、給湯室等）、
門扉（正門、外7箇所）、池及び周辺庭園、樹林地、車寄、バックヤード等

(4) 開園時間

庭園 午前9時から午後5時まで（11月～1月は午後4時30分まで）

松聲閣 午前9時から午後9時まで

（休憩室、展望所の一般利用は午後5時まで）

3 今後の予定

令和6年2月	文京区立公園条例改正
令和6年3月	指定管理期間満了
令和6年4月	文京区による管理運営開始